

（早期退職による返金）

乙が甲に紹介した人材が、自己都合または当該人材の責に帰すべき事由により退職した場合、乙は下記の条件に従い、甲に対して支払済みの人材紹介料の一部を返還するものとする。

- 入社日から 30 日以内の退職：紹介料の 80%を返還
- 入社日から 30 日を超え 60 日以内の退職：紹介料の 50%を返還

前項に基づく返還金は、甲が乙に対し当該退職の事実を通知した日の翌月末日までに、甲の指定する金融機関口座へ振込により支払うものとし、その際の振込手数料は乙の負担とする。

なお、アルバイトとして入社した場合は、返金の対象外とする。

以上